

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第292号、丁規発第136号  
令和5年11月15日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通規制課長

許可等関係事務の効率化等の推進に関する留意事項について(通達)

「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について(通達)」(令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号ほか)において、警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点のうち、「組織内の人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見直しを行うべき事項」として、許可等関係事務の業務集約が掲げられ、各都道府県警察は、許可等関係事務について、「各地域における許可等の申請件数等の実情を踏まえつつ、警察本部への審査機能の集約や、事業者等に対する各種監督権限の行使に関する機能の集約が可能か否かを検討すること、また、申請の受付に関する事務についても、オンライン申請の利用状況等を踏まえつつ、警察本部に集約することが可能か否かを検討すること」とされている。

このたび、下記のとおり交通部門における許可等関係事務の業務集約に係る留意事項等を示すこととしたので、都道府県警察にあっては、これらを踏まえつつ、許可等関係事務の効率化等を推進されたい。

## 記

### 1 基本的考え方

適正な許可等関係事務の管理及び運用を確保した上で、事務手続の更なる効率化・合理化を推進するためには、許可等関係事務の専門性の高さを踏まえ、許可等関係事務に携わる人材の質的向上を図り、組織的対応力の強化に努める必要がある。

この点、許可等関係事務に係る業務集約によって、事務手続の合理化・効率化が期待されることから、各都道府県警察にあっては、積極的な検討を行うこと。

### 2 受付事務の本部集約

申請又は届出(以下「申請等」という。)の受付事務を警察本部に集約する場合は、申請者又は届出者(以下「申請者等」という。)の利便性を損なうことがないよう十分留意することとし、申請等の件数が少ない手続やオンライン申請が可能な手続を中心に検討を行うこと。

例えば、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第59条第2項ただし書に基づく牽引の許可に係る申請については、申請等の件数が少ないことを踏まえ、既に一部の都道府県警察においては、受付事務を警察本部に集約してい

る事例があることから参考とされたい。

### 3 審査機能の本部集約

#### (1) 本部集約によって期待される効果

申請等に係る審査機能の本部集約については、事務手続の合理化・効率化に加え、警察本部において一貫した適切な審査を可能とすることから、各都道府県警察においては、積極的な検討を行うこと。

#### (2) 本部集約により事務手続の効率化等を図ることができる手続の例

本部集約を行う手続については、審査の過程において地域性を加味する必要性が低いものや、他の都道府県警察との調整を要するもの、申請の頻度が低く警察署における知見が蓄積されにくいもの等の観点から検討を行うこと。

例えば、

○ 申請等の件数が少ない法第59条第2項ただし書に基づく牽引の許可に係る申請

○ 審査の過程において他の都道府県警察との調整が必要となる法第56条又は第57条第3項に基づく制限外許可に係る申請であって当該申請に係る車両が複数の都道府県を跨いで移動するもの

○ 申請等の件数が少なく、一度の申請につき欠格要件等に係る様々な照会等の事務が必要な自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に基づく自動車運転代行業に関する申請

等については、審査機能の本部集約を行うことにより、特に事務手続の効率化等を図ることが可能となる場合が想定され、既に一部の都道府県警察においては、審査機能を警察本部に集約していることから参考とされたい。

#### (3) 本部集約を行う上での留意事項

##### ア 組織的対応力の強化

審査機能の本部集約を行う場合は、警察本部において適正な審査を行うため、許可等事務に携わる人材の質的向上を図り、組織的対応力の強化に努めること。

この点、一部の都道府県警察においては、審査を担当する事務手続を担当課の中で毎年変えることにより、許可等関係事務に係る本部職員がどの事務手続でも対応することができるようにするなど、組織的対応力の強化に努めている事例もあることから、参考とされたい。

また、業務集約に伴い警察署における許可等関係事務担当者の事務手続に関する知識や経験が浅くなり、申請者等の問合せへの対応や申請書類等の形式的な不備に対する確認が十分に果たされず、かえって事務手続の合理化・効率化に支障を来すおそれがあることも考えられることから、業務集約を行う場合は、警察署に当該事務に係る取扱マニュアル等を配備するなど、警察署における体制の弱体化を防止するための措置を講ずること。

##### イ 申請者等の利便性の確保に係る措置

審査機能の本部集約を行うことにより、警察署と警察本部間の申請等に係る

書類等の受渡しに時間を要し、結果として許可等までの期間が長期にわたることとなるなどがないよう留意すること。

この点、一部の都道府県警察においては、警察署で申請を受け付けた時点で申請等に係る書類等を電磁的方法により警察本部に送付し、警察本部は当該書類等が到着次第審査を開始し、その後、郵送にて送付された申請等に係る書類等の原本を確認した後に最終的な決裁を行うことにより、申請等から許可証等の交付までの処理期間の短縮を図っている事例もあることから、参考とされたい。

#### 4 その他の留意事項

上記3(2)で示した、本部集約により事務手続の効率化等を図ることができると想定される手続は飽くまで例示であり、ここで示された手続であっても、申請等の頻度や地域特性等、都道府県警察が置かれた状況は千差万別であることから、業務集約を行う具体的な手続や業務集約の具体的な方法については、各都道府県警察の実情に即した検討を行うこと。